のであって第一号に掲げる事業を行う場合に限る。）、畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）第二条第四項第一号イに規定する生乳生産者団体、同号イに規定する乳業者及び牛乳の販売業者が直接若しくは間接の構成員となっている団体（農林水産大臣が定める基準に適合するものであって第二号に掲げる事業を行う場合に限る。）、畜産業を営む個人が株主若しくは社員となっている株式会社若しくは会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社（農林水産大臣が定める基準に適合するものであって第一号、第三号、第五号から第七号まで、第九号、第十三号又は第二十一号に掲げる事業を行う場合に限る。）、畜産業を営む個人が構成員となっている団体（農林水産大臣が定める基準に適合するものであって第一号、第三号、第五号から第七号まで、第九号、第十三号又は第二十一号に掲げる事業を行う場合に限る。）、農業信用基金協会（第十六号に掲げる事業を行う場合に限る。）、技術研究組合（第一号又は第五号から第十一号までに掲げる事業を行う場合に限る。）、広告代理業を主たる事業として営む株式会社（第一号に掲げる事業のうち畜産物の流通の合理化のための知識の普及に係るもの及び第二号に掲げる事業を行う場合に限る。）又は畜産業を営む個人（第三号、第五号、第十三号又は第二十一号に掲げる事業を行う場合に限る。）が行うもの（各事業年度における法第十条第二号の農林水産省令で定める事業に係る補助の総額として農林水産大臣が定める金額を超えない範囲で補助が行われる場合に限る。）とする。

一～十二　（略）

十三　加工原料乳（畜産経営の安定に関する法律第二条第二項に規定する加工原料乳をいう。）の取引価格の変動により生ずる損失を利用者の積立金により補填する事業

十四～二十一　（略）

（野菜農業振興事業）

第二条　（略）

（独立行政法人農畜産業振興機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正）

第三条　独立行政法人農畜産業振興機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十五年農林水産省令第百四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（業務方法書の記載事項）	（業務方法書の記載事項）
第四条　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。	**第四条**　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。
一　機構法第十条第一号の業務及びこれに附帯する業務に関する次の事項	一　機構法第十条第一号の業務及びこれに附帯する業務に関する次の事項
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）
ハ　加工原料乳についての生産者補給交付金及び生産者補給金並びに集送乳調整金の交付に関する事項	（新設）
ニ　指定乳製品等の輸入に関する事項	ハ　指定乳製品の買入れ、交換及び売渡しに関する事項
ホ　ニの業務に係る指定乳製品等の買入れ、交換及び売渡しに関する事項	ニ　指定乳製品の保管に関する事項
ヘ　ホの業務に伴う指定乳製品等の保管に関する事項	ホ　機構法第十条第一号ニの規定による補助に関する事項
（削る。）	（新設）
ト　機構以外の者の輸入に係る指定乳製品等の買入れ及び売戻しに関する事項	（新設）
二　機構法第十条第二号及びこれに附帯する業務に関する次の事項	二　機構法第十条第二号及びこれに附帯する業務に関する次の事項
イ　（略）	イ　（略）
ロ　機構法第十条第二号の業務に附帯して行う独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則（平成十五年農林水産省令第百三号。以下「機構法施行規則」という。）第一条第五号に規定する肉用牛の生産の合理化のための事業及び同条第二十一号に規定する豚肉の取引価格又は生産費の変動により生ずる損失の補填を受けるために機構に資金を拠出	ロ　機構法第十条第二号の業務に附帯して行う独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則（平成十五年農林水産省令第百三号。以下「機構法施行規則」という。）第二条第五号に規定する肉用牛の生産の合理化のための事業及び同条第二十一号に規定する豚肉の取引価格又は生産費の変動により生ずる損失の補填を受けるために機構に資金を拠出

安定法第七条第一項に規定する生乳生産者団体、畜産経営安定法第六条第一項に規定する乳業者及び牛乳の販売業者が直接若しくは間接の構成員となっている団体（農林水産大臣が定める基準に適合するものであって第二号に掲げる事業を行う場合に限る。）、畜産業を営む個人が株主若しくは社員となっている株式会社若しくは会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社（農林水産大臣が定める基準に適合するものであって第五号から第七号まで、第九号又は第二十一号に掲げる事業を行う場合に限る。）、畜産業を営む個人が構成員となっている団体（農林水産大臣が定める基準に適合するものであって第五号から第七号まで、第九号又は第二十一号に掲げる事業を行う場合に限る。）、農業信用基金協会（第十六号に掲げる事業を行う場合に限る。）、鉱工業技術研究組合（第一号又は第五号から第十一号までに掲げる事業を行う場合に限る。）、広告代理業を主たる事業として営む株式会社（第一号に掲げる事業のうち畜産物の流通の合理化のための知識の普及に係るもの及び第二号に掲げる事業を行う場合に限る。）又は畜産業を営む個人（第五号又は第二十一号に掲げる事業を行う場合に限る。）が行うもの（各事業年度における法第十条第二号の農林水産省令で定める事業に係る補助の総額として農林水産大臣が定める金額を超えない範囲で補助が行われる場合に限る。）とする。

一～十二　（略）

十三　加工原料乳（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）第二条第一項に規定する加工原料乳をいう。）の取引価格の変動により生ずる損失を利用者の積立金により補填する事業